

議案第 98 号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和元年 9 月 3 日

つくば市長 五十嵐 立 青

つくば市下水道条例の一部を改正する条例

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第3条第3号及び第4号、第5条第1項及び第2項、第6条第1項、第2項及び第4項、第6条の2第2項及び第3項第9号、第6条の3並びに第6条の4第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第6条の5中「規則」を「管理者」に改める。

第6条の6中「規則で」を「管理者の」に、「市長」を「管理者」に改める。

第6条の7第1項、第7条第1項、第10条第2項、第12条第1項、第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項から第3項までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第16条第1項後段を削り、同項の表中「270円」を「275円」に、「140円40銭」を「143円」に、「151円20銭」を「154円」に、「162円」を「165円」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者の」に、「市長」を「管理者」に改める。

第17条から第21条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第21条の2第1項第3号、第5号及び第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第22条、第24条並びに第25条第1項及び第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第27条中「規則で」を「管理者が」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年10月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の第16条第1項の規定にかかわらず、令和元年10月1日前から継続している下水道の使用で、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（令和元年10月1日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である下水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、令和元年10月1日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から令和元年10月1日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(地方公営企業法の適用に関する経過措置)

- 4 施行日前に改正前のつくば市下水道条例の規定に基づいて市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、改正後のつくば市下水道条例の規定に基づき管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
目次 （略） 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）－（14）（略） （15）主任技術者 日本下水道協会茨城県支部長が実施する主任技術者資格認定試験に合格し、同茨城県支部が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者及びこれと同等の資格を有すると<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>が認めた者をいう。 （排水設備の接続方法及び内径等） 第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 （1）・（2）（略） （3）汚水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、<u>管理者</u>が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及びこう配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の配水管及び同表の右欄に掲げるこう配と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径及びこう配は、それぞれ75ミリメートル以上、100分の3以上とすることができる。	目次 （略） 第1条 （略） （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）－（14）（略） （15）主任技術者 日本下水道協会茨城県支部長が実施する主任技術者資格認定試験に合格し、同茨城県支部が備える排水設備主任技術者名簿に登録された者及びこれと同等の資格を有すると<u>市長</u>が認めた者をいう。 （排水設備の接続方法及び内径等） 第3条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。 （1）・（2）（略） （3）汚水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きよの断面積及びこう配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の配水管及び同表の右欄に掲げるこう配と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径及びこう配は、それぞれ75ミリメートル以上、100分の3以上とすることができる。
（略）	（略）

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きょの断面積及びこう配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び同表の右欄に掲げるこう配と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径及びこう配は、それぞれ75ミリメートル以上、100分の3以上とすることができる。

(略)

第4条 (略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は前条の排水施設（これに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備指定工事店の指定)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から3年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

3 (略)

(4) 雨水を排除すべき排水管の内径及びこう配は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水きょの断面積及びこう配は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管及び同表の右欄に掲げるこう配と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径及びこう配は、それぞれ75ミリメートル以上、100分の3以上とすることができる。

(略)

第4条 公(略)

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備又は前条の排水施設（これに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備指定工事店の指定)

第6条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から3年とする。ただし、特別の理由があるときは、市長は、これを短縮することができる。

3 (略)

4 管理者は、第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置を採るものとする。

(指定の申請)

第6条の2 (略)

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、管理者に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)－(8) (略)

(9) その他管理者が必要と認める書類

(指定の基準)

第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

(1)－(5) (略)

(指定工事店証)

第6条の4 管理者は、指定工事店として指定を行った者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 (略)

3 指定工事店は、第6条の7第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならず、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、管理者が定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

4 市長は、第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置を採るものとする。

(指定の申請)

第6条の2 (略)

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)－(8) (略)

(9) その他市長が必要と認める書類

(指定の基準)

第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

(1)－(5) (略)

(指定工事店証)

第6条の4 市長は、指定工事店として指定を行った者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 (略)

3 指定工事店は、第6条の7第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならず、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条の5 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び管理者の定めるところに従い、適正に排水設備等の新設等の工事を行わなければならない。

(変更の届出等)

第6条の6 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他管理者の定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理者の定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の7 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)－(5) (略)

2 (略)

第6条の8 (略)

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事を完了した日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出てその工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについての検査を受けなければならない。

2 (略)

第8条・第9条 (略)

(除害施設等管理責任者の選任)

第10条 (略)

2 前項の規定により除害施設等管理責任者を選任したときは、遅滞なく管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

第6条の5 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い、適正に排水設備等の新設等の工事を行わなければならない。

(変更の届出等)

第6条の6 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の7 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1)－(5) (略)

2 (略)

第6条の8 (略)

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事を完了した日から5日以内に到達するようにその旨を市長に届け出てその工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについての検査を受けなければならない。

2 (略)

第8条・第9条 (略)

(除害施設等管理責任者の選任)

第10条 (略)

2 前項の規定により除害施設等管理責任者を選任したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

第11条 (略)

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも同様とする。

2 (略)

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第13条 使用者は、令第9条第1項第4号に該当する水質又は令第9条の10若しくは令第9条の11第1項第3号若しくは第4号若しくは第2項各号に定める基準に適合しない水質の下水（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量及び水質を管理者に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

3 (略)

第14条 (略)

(使用料の徴収)

第15条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書により隔月に徴収する。ただし、管理者が認めたときは、毎月又は随時に徴収することができる。

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めたときは、管理者は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した

第11条 (略)

(使用開始等の届出)

第12条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも同様とする。

2 (略)

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第13条 使用者は、令第9条第1項第4号に該当する水質又は令第9条の10若しくは令第9条の11第1項第3号若しくは第4号若しくは第2項各号に定める基準に適合しない水質の下水（以下「悪質下水」という。）の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該悪質下水の量及び水質を市長に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

3 (略)

第14条 (略)

(使用料の徴収)

第15条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、納入通知書により隔月に徴収する。ただし、市長が認めたときは、毎月又は随時に徴収することができる。

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めたときは、市長は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した

旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めたとき行う。

(使用料の算定方法)

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算定した基本料金と従量料金との合計額とする。

基本料金 (1月につき)	従量料金 (1月分の排除汚水量1立方メートルにつき)	
	汚水量	金額
275円	20立方メートル以下の分	143円
	20立方メートルを超え100立方メートル以下の分	154円
	100立方メートルを超える分	165円

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、次に掲げる場合は、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

ア・イ (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合(水道水を併用使用する場合を含む。)は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様に応じて管理者が認定する。

3 使用者が、管理者の定めるところにより、公共下水道に排除されない水量を計測するための装置又は公共下水道に排除する汚水の量を計測するための装置を設置した場合は、前項の規定にかかわらず、管理者は、当該装置により計測した水量を勘案してその使用者が排除した汚水の量を認定することができる。

4 (略)

(計量装置)

第17条 管理者は、前条第2項各号の規定による使用水量を認定するために必要

旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたとき行う。

(使用料の算定方法)

第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表により算定した基本料金と従量料金との合計額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

基本料金 (1月につき)	従量料金 (1月分の排除汚水量1立方メートルにつき)	
	汚水量	金額
270円	20立方メートル以下の分	140円40銭
	20立方メートルを超え100立方メートル以下の分	151円20銭
	100立方メートルを超える分	162円

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、次に掲げる場合は、使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

ア・イ (略)

(2) 水道水以外の水を使用した場合(水道水を併用使用する場合を含む。)は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様に応じて市長が認定する。

3 使用者が、規則で定めるところにより、公共下水道に排除されない水量を計測するための装置又は公共下水道に排除する汚水の量を計測するための装置を設置した場合は、前項の規定にかかわらず、市長は、当該装置により計測した水量を勘案してその使用者が排除した汚水の量を認定することができる。

4 (略)

(計量装置)

第17条 市長は、前条第2項各号の規定による使用水量を認定するために必要

があるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けさせることができる。

(資料の提出)

第18条 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の免除)

第19条 管理者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受けている者の使用料を免除することができる。

(手数料の徴収)

第20条 管理者は、指定工事店の指定又は継続に関し、指定工事店証交付手数料として、1件につき3,000円を交付の際に徴収する。

(区域外下水の排除)

第21条 管理者は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外の下水を公共下水道に排除することを認めることができる。

2 (略)

(公共下水道及び都市下水路の構造の基準)

第21条の2 公共下水道の排水施設及び都市下水路の構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(4) (略)

があるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けさせることができる。

(資料の提出)

第18条 市長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の免除)

第19条 市長は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受けている者の使用料を免除することができる。

(手数料の徴収)

第20条 市長は、指定工事店の指定又は継続に関し、指定工事店証交付手数料として、1件につき3,000円を交付の際に徴収する。

(区域外下水の排除)

第21条 市長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、排水区域外の下水を公共下水道に排除することを認めることができる。

2 (略)

(公共下水道及び都市下水路の構造の基準)

第21条の2 公共下水道の排水施設及び都市下水路の構造の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

(4) (略)

(5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可継手の設置その他の管理者が定める措置が講じられていること。

(6) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7)－(10) (略)

2 (略)

第21条の3 (略)

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項又は法第29条第1項に掲げる行為の許可を受けようとする者は、申請書を次の各号に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)・(2) (略)

第23条 (略)

(占用の許可)

第24条 公共下水道又は都市下水路の敷地又は排水施設に物件（以下この条及び次条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道又は都市下水路の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、申請書を管理者に提出しその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

(原状回復)

第25条 前条の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道又は都市下水路を原状に回復しなければならない

(5) 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

(6) 排水管の内径及び排水きよの断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7)－(10) (略)

2 (略)

第21条の3 (略)

(行為の許可)

第22条 法第24条第1項又は法第29条第1項に掲げる行為の許可を受けようとする者は、申請書を次の各号に掲げる図面を添付して市長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)・(2) (略)

第23条 (略)

(占用の許可)

第24条 公共下水道又は都市下水路の敷地又は排水施設に物件（以下この条及び次条において「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道又は都市下水路の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、申請書を市長に提出しその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 (略)

(原状回復)

第25条 前条の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道又は都市下水路を原状に回復しなければならない

ない。ただし、原状に回復することが不適当であると<u>管理者</u>が認めたときは、この限りでない。 2 <u>管理者</u>は、前条の占用の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 第26条 （略） （委任） 第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。 第28条―第30条 （略） 附則 （略）	ない。ただし、原状に回復することが不適当であると<u>市長</u>が認めたときは、この限りでない。 2 <u>市長</u>は、前条の占用の許可を受けた者に対し、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。 第26条 （略） （委任） 第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 第28条―第30条 （略） 附則 （略）
---	--